

# 飯綱町委託型地域おこし協力隊員募集要項

## 1. 目的

人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図り、もって地域の活力の維持及び活性化を図ることを目的とします。

## 2. 町の概要

飯綱町（いいづなまち）は、長野県北部「北信濃」に位置し、東京から新幹線で約2時間という、好アクセスにありながら、四季折々の風景が鮮明に映し出される美しい自然と本格的な農の営みに触れることができる町です。当町はJR長野駅まで、鉄道で約25分、車で約30分という位置にあるため、田舎でありながら、利便性もある地域です。

先人から受け継がれた「美しい里山の風景と懐かしい農山村の温もり」は、我が飯綱町の誇る最大の魅力です。



町の基幹産業は農業で、特に高品質なりんごを生産する地として知られ、日本で流通する100個に1個は、飯綱町で栽培されたりんごです。

観光面では、妙高戸隠連山国立公園内のいいづなリゾートスキー場、靈仙寺湖周辺の家族旅行村エリア、サンクゼールワイナリーなどありますが、農業と観光との連携、都市との交流や移住促進、美しい里山風景の維持・継承等に取り組んでいます。



急激な人口減少や少子高齢化が進展する中、地域力の維持・強化を図るため、地域住民等と一緒になり地域社会へ貢献いただける情熱のある地域おこし協力隊を募集します。

田舎の豊かさを多くの人が体感できる本物の田舎づくりに、あなた的情熱とアイデアを「いちずなまち いいづなまち」で活かしませんか。



### 3. 募集人数 各業務 1名

### 4. 応募要件

- (1) 三大都市圏内外の都市地域および一部条件不利地域のうち条件不利地域以外の区域又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市に現に住所を有する方
- (2) 採用後、生活の拠点を飯綱町に移すとともに飯綱町に住民票を異動することができる方
- (3) 任期終了後も飯綱町に居住する意向のある方
- (4) 地方公務員法第 16 条に定められている欠格条項に該当しない方
- (5) 普通自動車免許を所持し、実際に運転できる方
- (6) 20 歳以上概ね 40 歳以下の方
- (7) 心身ともに健康で、まちづくり活動に意欲と情熱を持って活動できる方
- (8) 地域の行事に積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを大切にできる方
- (9) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議出席など不規則な職務に対応できる方
- (10) 基本的なパソコンの操作（エクセル、ワード等）及び SNS が活用できる方

### 5. 委嘱形態及び期間

- (1) 町と個人請負契約を締結して活動します。

※町との雇用関係はないため、健康保険及び年金保険料等は自己負担となります。  
国民健康保険、国民年金に加入してください。

- (2) 町が委託する業務以外の業を行なうことができます。（副業を行うことが可能ですが。ただし、委託業務遂行の支障にならない範囲での行動をお願いします。）

- (3) 隊員の委託期間は、委託の日から1年以内とし、年度を超えないものとします。(最長3年まで)
- (4) なお、委託型地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、期間中であっても契約を解除することがあります。

## 6. 活動日数等

活動日数や活動時間は、当初の活動計画、委託契約に基づいて決定します。

## 7. 委託料

月額 266,000円

## 8. 活動内容

飯綱町委託型地域おこし協力隊員設置要綱及び各業務の募集要項に掲げる事業の活動に取り組むものとします。

## 9. 活動に要する経費の負担等

町の予算の範囲内の額で、委託料とは別に活動費より支出します。活動費は以下の経費を想定しております。

- なお、活動計画及び活動実績報告を町に提出していただきます。
- (1) 住居の家賃（光熱水費や引っ越しにかかる経費は個人負担となります）
  - (2) 活動にかかる車両のリース料や燃料費
  - (3) 研修費・出張にかかる旅費
  - (4) 通信費
  - (5) その他活動に要する経費（単に生活に必要なものと判断される消耗品などは個人負担となります）

## 10. 申込受付期間

- (1) 応募受付期間 随時（定員となり次第、受付を終了します）

- (2) 提出書類

- ア 委託型地域おこし協力隊応募申込書 : 様式指定
  - イ 飯綱町地域おこし協力隊応募用紙（履歴書） : 様式指定
  - ウ 現住所の住民票 : 1カ月以内のもの
  - エ 市町村が証明した活動期間を明らかにする書類（任意様式）
- ※ア、イについては、飯綱町ホームページよりダウンロードしてください。エについては、飯綱町以外の市町村で隊員として2年以上活動し、解職から1年内の方のみ提出してください。

※その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

- (3) 提出方法 郵送又は持参もしくはメール
- (4) その他
  - ア 応募に係る費用は、すべて応募者の負担となります。
  - イ 提出された書類等は、返却しません。なお、提出された個人情報については、本応募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

## 11. 審査方法

- (1) カジュアル面談
    - ・受託事業者が WEB 面談を行います。
    - ・地域情報や業務内容についてご説明します。
    - ・確認事項や質問等を聞き取りいたします。
  - (2) 応募受付
    - ・必要書類を送付いただいたて正式に応募したものとします。
  - (3) 書類選考
    - ・書類選考の上、結果を通知します。
  - (4) 担当者面談（WEB）
    - ・書類選考合格者を対象に、受入部署の担当者と WEB 面談を行います。
  - (5) おためし地域おこし協力隊の開催
    - ・担当者面談合格者及び応募希望者を対象に飯綱町にておためし地域おこし協力隊を開催します（応募者数に応じ抽選となる場合があります）。
  - (6) 最終選考（現地）
    - ・担当者面談通過者を対象に、飯綱町内にて面接を行います。
    - ・日程や会場等の詳細については、別途通知します。
    - ・面接に要する交通費等は個人負担となります。
  - (7) 最終選考の結果の通知
    - ・選考終了後に、結果を通知します。
- ※住民票の移動は、必ず契約日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり、合格取消となる場合があります。

## 12. 問い合わせ

〒389-1293

長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2795 番地 1

飯綱町役場 企画課 地域振興係

電話：026-253-2511 FAX：026-253-5055

E-mail: [shinko@town.iizuna.nagano.jp](mailto:shinko@town.iizuna.nagano.jp)

## 14. 備考

応募方法等詳細については、飯綱町ホームページをご覧ください。

<https://www.town.iizuna.nagano.jp/>